

○田川地区清掃施設組合職員の被服等貸与規則

平成 14 年 5 月 24 日

規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、職員が職務の執行上必要とする被服等の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「職員」とは、田川地区清掃施設組合職員定数条例(昭和 58 年条例第 4 号)第 1 条に規定する職員をいう。

(貸与範囲及び品目等)

第 3 条 被服等の貸与を受ける職員の範囲、品目、数量及び貸与期間は、別表に掲げるとおりとする。ただし、組合長が特に必要があると認めたときは、被服等の一部又は全部を貸与せず、数量を増減し、品目を変更し、及び貸与期間を伸縮することができる。

(被服等の着用)

第 4 条 被服等の貸与を受けた職員(以下「被貸与者」という。)は、貸与の目的に従い職務執行中貸与された被服等(以下「貸与被服」という。)を着用しなければならない。ただし、特別な事情があり所属長の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 被貸与者は、職務に従事するとき以外に貸与被服を着用してはならない。

(貸与被服の取扱い)

第 5 条 被貸与者は、貸与被服を丁寧かつ清潔に使用し、及び保管するものとし、他の者に譲渡し、又は転貸する等貸与の目的以外に使用してはならない。

2 被貸与者は、貸与被服を破損し、又は汚損したときは、被貸与者の責任においてこれを補修し、又は洗浄しなければならない。

(貸与被服の紛失及び破損の場合の措置)

第6条 貸与被服を紛失したとき、又は破損した場合で補修若しくは洗淨をしても使用に耐えないときは、直ちに所属長に届け出なければならない。

2 組合長は、前項の届出があった場合で、貸与被服の紛失又は破損が被貸与者の故意又は過失によると認められるときは、当該貸与被服の実費額に基づき使用残期間に相当する額を弁償させることができる。

3 所属長は、第1項の届出があった場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、再貸与の手続きをとることができる。

(貸与被服の返納)

第7条 被貸与者が退職、休職若しくは死亡したとき、又は別表に規定する職員に該当しなくなったときは、速やかに貸与被服を返納しなければならない。ただし、組合長が特に返納を要しないと認めたときは、この限りでない。

2 組合長は、貸与期間が満了した貸与被服については、その返還を免除することができる。

(貸与の記録)

第8条 所属長は、被服等貸与台帳(別記様式)を備え、常に貸与被服の貸与状況を明らかにしておかなければならない。

(被服等の検査)

第9条 所属長は、毎年1回以上貸与被服の検査をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に貸与を受けている被服等は、この規則の規定により貸与されたものとみなす。この場合における貸与期間は、当該被服等の貸与を受けた日から起算するものとする。

